

品川区新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

「新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）」に基づき、政府行動計画および東京都行動計画との整合を確保しつつ、現行の品川区行動計画（平成23年3月改訂）の考え方や取り組みを踏襲し、特措法で新たに規定された役割分担やワクチンの予防接種等の事項を加えた。

計画策定の経緯

- 平成23年3月 品川区新型インフルエンザ行動計画改訂
- 平成25年3月 品川区新型インフルエンザ等対策本部条例、同条例施行規則施行
- 平成25年4月 特措法施行
- 平成25年6月 政府行動計画策定
- 平成25年11月 東京都行動計画策定
- 平成26年3月 品川区新型インフルエンザ等対策行動計画策定

区行動計画の概要

- 根拠法令：新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）第8条
- 目的：1 感染拡大を可能な限り抑制し、区民の生命および健康を保護する
2 区民生活および経済活動に及ぼす影響を最小限にする
- 対象とする感染症：低病原性～高病原性(緊急事態宣言)
1 新型インフルエンザ
2 新型インフルエンザ同様に社会的影響が大きなもの
- 区の責務：平常時 区行動計画策定・体制整備・関係機関調整
発生時 感染拡大の抑制・住民への予防接種・生活支援
- 主要項目：1 実施体制 2 サーベイランス・情報収集 3 情報提供・共有
4 感染拡大防止 5 予防接種 6 医療 7 区民生活および経済活動の安定の確保

発生段階に応じた主な対策

発生段階 主要項目	内容	未発生期		海外発生期	国内発生早期 ～都内発生早期 (患者の接触歴を追跡できる)	都内感染期 (患者の接触歴を追跡できない)	小康期 (一旦終息)	緊急事態宣言 国民に甚大な影響がある場合 (特措法第32条)
		新型インフルエンザ等対策会議	→政府・東京都対策本部設置	→品川区新型インフルエンザ等対策本部設置				
1 実施体制	区体制・対策本部	新型インフルエンザ等対策会議		→政府・東京都対策本部設置	品川区新型インフルエンザ等対策本部設置		政府、都対策本部廃止 区対策本部廃止	特措法による対策本部設置
2 サーベイランス・情報収集	発生状況の把握	平常時のサーベイランス	患者の全数把握		集団発生の把握		平常時のサーベイランス	情報収集強化
3 情報提供・共有	感染対策・相談対応	情報提供	新型インフルエンザ相談センター設置				相談センター縮小 第一波終息発表	外出自粛・施設使用制限の周知
4 感染拡大防止	水際対策・感染対策	感染対策準備	水際対策	感染対策の徹底・強化、感染リスクの高い施設の感染対策			感染対策の縮小	感染対策強化
5 予防接種	特定接種(プレパンデミックワクチン) 住民接種(パンデミックワクチン)	特定接種(国が実施主体)への協力 住民接種(区が実施主体)の準備		特定接種への協力・住民接種(予防接種法：希望者のみ：新臨時接種)の実施			住民接種継続	特措法による全住民への臨時接種
6 医療	医療・検査体制	医療体制整備	症例定義の情報提供 一般医療機関への診療体制整備周知	感染症指定医療機関への入院措置	一般医療機関で診療 感染症入院医療機関へ入院		平常時の医療体制	臨時医療施設の確保協力
7 区民生活および経済活動の安定の確保	区民・要援護者支援	備蓄・要援護者への生活支援		食料品・生活必需品の安定供給・要援護者支援			平常時への回復	生活関連物資等の供給確保